

事 務 連 絡

令和3年4月1日

就労系障害福祉サービス事業所 各位

豊橋市福祉部障害福祉課

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用について（通知）

日頃より、本市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）における在宅でのサービス利用の申請時に提出が必要となります「在宅就労支援内容確認書」につきまして、令和3年3月30日付障障発 0330 第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」（最終改正）の内容に合わせるため、下記のとおり一部内容を修正しておりますのでご確認ください。

なお、在宅利用支援の新規申請時だけでなく、受給者証の更新の際にも、「在宅就労支援内容確認書」及び「個別支援計画」の提出が必要となりますので、要件等の確認をお願いいたします。

記

1. 修正内容

「在宅就労支援内容確認書」の【要件】カ

（修正前）

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。（上記のオが通所により行われる場合、あわせてカを行っても差し支えない。）

（修正後）

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行う。（上記のオが通所により行われる場合、あわせてカを行っても差し支えない。）

【問い合わせ】〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市障害福祉課 担当：野々村

電話番号：0532-51-2347

E-mail：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp